

いさるのふは、ふらうかと思ふ。ありて、いかに、賞のふに
つき、て、議長、公事、いかに、検討せよ、みたりと思ふ。
○市松重雄君 明確に、はきりした、二、答、ふ、つ、て、い、ま、ん
か、要望、と、した、し、て、い、ま、ん、ヒ、ウ、と、も、その、ふ、う、は、下、に、た、り、議長
の、意見、と、し、て、い、ま、ん、は、く、新、た、に、人、事、に、関、して、の、み、の、委員、会、を
設置、し、て、議長、自、体、が、取、組、に、会、え、て、い、ま、ん、ある、い、は、目的、と、か、
それ、に、対、し、て、中、か、は、い、と、い、う、二、の、は、い、ふ、う、や、う、い、う、制度、を、設
け、て、い、ま、ん、は、き、り、した、し、て、い、ま、ん、は、く、要望、と、した、し、て、い、ま、ん、の、一般、實、行、を、終
り、す、り。

議長(田村匡雄君) 以上、一般實行を終結したしす。

議長(田村匡雄君) 午後一時、休憩したしす。

午後、四時、休憩

午後、一時、三分、開議

議長(田村匡雄君) 休憩、お、り、に、引き、つ、き、議、事、を、用、マ、す、す。

議長(田村匡雄君) 日程、才、五、議、事、才、七、号、福、生、財、団、民、健、康、保、険、
条例、の、一、部、を、改、正、す、る、各、例、を、議、題、に、供、し、す。

事務局、と、し、て、議、事、の、朗、読、を、した、さ、す。

(青山謙幸、停、長、朗、読、) 省、略、

議長(田村匡雄君) 理事、有、り、提、案、理、由、の、説、明、を、求、め、す。

(助、役、森、田、章、造、君、登、壇、)

助、役(森、田、章、造、君) 二、指、名、を、い、た、す、す、と、し、て、議、事、才、七、号、に、き、
て、し、て、提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議長(田村匡雄君) 提、案、の、理、由、を、申、し、あ、げ、た、し、と、い、ひ、す。

議二 議十七 議十八 議十九 議二 議七 議八 議九 議十 議十一 議十二 議十三 議十四 議十五

下。現行財産手当として三平月を支給しておりますが、これに加之として三平月の育児手当を新たに支給しようとするもののご意見です。この金額につきましては全額国庫から負担するにしようかとあります。また一条の項と三項は所得税法の一部改正にすぎないものと、保険料の所得割額の算定につきまして、四十三年度までは退取金を含んでおりました。四十三年度からはこれを除いたものを基準とするというにしようとし、さらに三項においてはその所得税法の一部改正にすぎないとして、各文中の所得税法が五十七条のオニ項、三項が三項、四項とされたものご意見を改正しようとするもののご意見です。また各文全体の字句を整理いたしましたためにその全文を改正しようとするもののご意見です。ほか八条の二オニ項中退取所得を削除するのと、所得税法の項の変更にするものご、また附則といたしまして四十三年度の保険料から適用するのと似たようにさらに育児手当は四月一日からこれを実施しようとして

するものゝごごいす。
しあげす。

おろしくご審議のほどを
お願い申

謙長(田村匡雄君) 二水子リ實疑を行下子下。

(「要請下」に呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君)
二れに、質疑を終結したしす。

おほかりにたしす。藤原ヤ七号は原守とあり
二男藤原ありとせんか。次くるに

(「奥蔵下」に呼ぶ者あり)

藩長(田村匡雄君) ニ是藩下レト認めテ下
 七号ハ原字ナレバアリカ決リテシテ下
 下ノ藩字ナ

議長（田村匡雄君） 日程第六議案第八号福生財取負定款
各例の初を改正する各例を議題に供し示す。 事務局
としき議長の朗読をいたさせ示す。

香山講學係長朗疏一省略

藤長(田村匡雄君)理事者より提案理由の説明を求めたり。
(助役 木村田幸造君登壇)

助役(森田幸造君)ニ指名をいたし下さる。議案オハ等。福生
財取員定数条例の一部を改正する条例にマシテ、二説
明申しあげたいと好じます。取員定数条例の改正の理
由ヲゴザイテ、すまに市長の施政方針ヲモアハカリ
のトアリ、消防本部を設けたいとリ、二とモゴザイテ、二
には實際に出勤する体制ヲモアハ相当の準備ハ必要
ニゴザイテ、そのために新しい常員を採用することハ先
ニゴザイテ、二とリあえず本年度にいたし下しては消防吏員
十名の定員をほしとモアテ、あるものニゴザイテ、二
一般取員につき、オハ人ハ増等にナリ、事務取員六名、
教育委員、関係五名、水道取員五名、合計ニ十七名の
増加を認めたりた下、二とリハ好じます。現在の定
数二百三十一名から二百五十八名とほるオハ、二と
何とモア、二とリ審議のほど、お願ひ申しあげ、二と
リ。

議長(田村匡雄君)ニハナリ質疑を行はします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君)ニハナリ質疑を認諾したします。

おはかりいたします。議案オハ等。消防委員、二と
詳細に審議を願うニ、二とリいたしたし、二とリハ、二と
議ありせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君)ニ異議なしと認め、さう決定したします。

議長(田村匡雄君)おはかりいたします。日程オハ、二と
すまに、二とリ審議したいと思ひ下す、二とリハ、二と
人か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君)ニ異議なしと認め、二とリ審議するニ、二と
リ。

議長(田村匡雄君)日程オハ、二とリ審議の委員の報酬
オハ、費用分償等に関する条例の一部を改正する条例。

日程オハ議定オテ号非常勤の特別取の取員の報酬おの
費用弁償に關する各例の一部を改正する各例、日程オ九
議定オテ号福生比長等の給与に關する各例の一部を改正
する各例、日程オ十議定オテ号福生比教育委員会教
育長の給与おのび旅費等に關する各例の一部を改正する各
例を一括議題に供しする。事務局を以て議定の朗読を以て
さす。

（香山）
（藤平侯長朗讀）
（省略）

議長（田村匡雄君）
理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 木田 章造 君 登壇)

卯役 示林田幸彦君へ
 お許しをいたすに、まづ子にて下たり子一重上程
 されしに、議定書第九号から十二号にわたる子と、説明を
 申しあげたいと存じます。叛軍募集は、これに子にて報酬
 等、審議会の各例に基き、子と、叛軍十二月に四つの関係各
 例の報酬額に、ついで、説明をいたし、子にて三つ去る二月二日
 付けをもち、子と、審議会から答申が、ついで、子にて。その

答申の内容は三十八年度以降改訂されていふこと、この間
人事院会にふみい務員給与は五回にわたる行方めれてゐる等
審議にあたりは都道府県の奥態を調査したところ、特
に財政規模、人に事の類似団体と比較検討した結果をこ
いすところ、答申尊重を願ひたい旨の旨め人もあつたが、こ
いすところ、内容につきすところ、議会議長は二万三千円を三
万五千円に、同じく副議長二万四千円を三万四千円に、
議員一万六千円を二万七千円に改め、新しく常任委員長、
特別委員長を二万七千円としたいといふこと、こいすところ、
正、非常勤の

特別取組の農業委員会、会長は従来二千三百円であり、
市にそのを三千円に、おなじ委員が千八百円であり、市に
そのを二千三百円に改めたに、その二と、さらに二取以外の関係
の方々の日額を千八百円としたに、その二と、さらに二取以外の関係
の方、三役の給料を二と、その方が、会長は従来九万五千
円を十二万六千九百円に、助役は七万六千九百八十九
百円に、収入役は六万九千九百九十九円に改めた、市は



にほりて子とて調整平当とて三ノを支給したとソノ
 日迄をゴゴイテ示す。教育長の六ノ九子には八ノ六子六百日
 に改め、三役と同じく調整平当三ノを支給したとい。以上
 が旧条例とて新年度から二收を適用したといと、下はめ
 り四十三号四月一日以降からこれを適用したといとソノ二と
 らゴゴイテ示す。報酬審議会におりては慎重審議の結果
 かチウは答申をいたしたためけをゴゴイテ示す。ほお議会に
 おかれ子とて慎重審議賜り示すようお願ひ申しあげて
 して提議理由の説明にかゝる次をゴゴイテ示す。
 議長(田村匡雄君) ニれチり質疑を行はしめす。
 三ノ番(鹿野鉄三郎君) 本議に好し子とて下かにご承知の
 とあり先に設置されし下報酬審議会の慎重審議
 結果に於て二つの答申と思われし下、当議会とてし
 てしては担当の委員会に託されし子とて慎重なるご審議
 と願ひし下、よう要望いたし示す。
 議長(田村匡雄君) ニれにて質疑を終結いたし示す。

おはかりいたし示す。議案オ九号から同十二号までの
 四議案は総務委員会に託し詳細は審議を願うことと
 いたしに思ひし下、かニれにご異議ありし下、せんか、
 (異議なしとて呼ぶ者あり)
 議長(田村匡雄君) ご異議なしと認めさう決定いたし示す。
 ほお委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたし示す。
 議長(田村匡雄君) おはかりいたし示す。日程オ十一と十二に
 ついて一括して審議したいと思ひし下、かニれにご異議ありし
 下、せんか、
 (異議なしとて呼ぶ者あり)
 議長(田村匡雄君) ご異議なしと認め一括して審議するにと
 して示す。
 議長(田村匡雄君) 日程オ十二議案オ十三号福生社の一般取
 組の給子に関する条例の一部を改正する条例、日程オ十二議案
 オ十四号福生社の公益事業取組の給子の種類および基準に
 関する条例の一部を改正する条例を一括して審議に供し示

議十七
 議十八
 議十九
 議二十
 議二十一
 議二十二
 議二十三
 議二十四
 議二十五

下。平務局長を以て議長の朗読をいたさせます。

(鳥田議會平務局長朗読) 一省略

議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君登壇)

助役

(森田幸造君) お許しをいたします。ただ、上程され

ました議案オ十三号および十四号につき、説明を

あげたいと存じます。議案オ十三号および十四号は、

に当分の一般取資の給子に関する各条例の一部を改正する各

例と、水道取資を対象とした給子と、これら給子の種類

および基準に関する各条例を改正するもの、ごういす

と、すでに二案田のとおり国家公務員につき、給子と、昨

年八月、軍院勸告が行われ、去る十二月に給子関

係の法律改正に付、給子と、奥夜さめてあるオオの、ごういす

す。ほか、軍院勸告におきまして、十二月二十四日、自治省

から、都府の通達に基づき、当分におきましては、本条例

の改正を、提案申しあげたオオの、ごういす。

改正部分について、説明申しあげますと、条文準備給と

あり、オオの給料とするもの、ごういす。地方公務員

の場合、各市町村とも給料と存し、あり、ごういす。従来

便宜あり、ごういす。この際、改めたいとするもの、ごういす。

庚辰年正月

議長(田村匡雄君)
ニハナリ質疑セ行フイナリ。

(「男謙下」と呼ぶ者あり)

蕭長(田村匡雄君)
二、三に於て質疑を終結シテ手了。

おほかりしたし示す。議定書第十三号に於ては原案とあり
決するに必要議あり示せんか。

(「奥議下止と呼ぶ有あり」)

議長(田村匡雄君) 二、奥謙下レと認め子下。 子下謙字才十

三号は乗客に降り下決いたしきした

議長(田村匡雄君) つぎに議定第十四号に於ては原案にあり
決するに二票あり三票あり

議一
議二
議三
議四
議五
議六
議七
議八
議九
議十
議十一
議十二
議十三
議十四
議十五
議十六
議十七
議十八
議十九
議二十
議二十一
議二十二
議二十三
議二十四
議二十五

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めます。 今午議案オ十

四号は存案しあり決りたし示した。

議長(田村匡雄君) 日程オ十三議案オ十五号福生財都市市

画街路整造基金各例の一部を改正する各例を議題に

供します。 事務局より議案の朗読をいたさせます。

(青山議事停長朗読)省略

議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君 登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいただきます。 議案オ十五号につ

きまず二説明を申しあげたいと思ひます。 本改正各例

案は従来都市計画街路整備事業の財源として積立て

ありました基金の一部をとりくみし、二取をもう事

業の財源にあつたものと存じます。 本改正案を提案する

わけにものゝごとく、 現行都市計画街路整備事業

基金として大体四百七十万程度の基金があるものと

ごいさすか、二取を改めることに存じます。 四百万を

とりくみし、財源の一部にあつたものと存じます。 本案

を提案するわけに、二取を改めるものと存じます。 今午二

いお願ひ申し上げる次第でございます。

議長(田村匡雄君) 二取より質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二取にて質疑を終結いたします。

おぼかりました。 本案については建設委員会に審査

を付託し詳細に審査を願ふこととしたと思ひます。

二取に二異議ありません。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めさす決まりました。

二。 今午委員会の審査報告は本会期中にお願ひした

します。

議長(田村匡雄君) 二二、暫時休憩いたします。

午後一時四十七分 休憩

午後二時 三分用議

議長(田村匡雄君) 休憩示に引き続き本議を用き示す。

おぼかりしに示す。日程オ十四と日程オ十五にアケハ一括
し審議したいと思ひ示す。これに二議あり示せんか。

(「二議あり」と呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二議ありと認め一括し審議するに
に示す。

議長(田村匡雄君) 日程オ十四議案オ十六号福生町長選挙の
報発行に關する各案、日程オ十五議案オ十七号福生町
長選挙の立會演説会各案を一括し議題に供し示す。
事務局を以て議案の朗読をいたさせ示す。

(島田議会事務局長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明を述べ示す。

(助役 石井田幸造君登壇)

助役(石井田幸造君) 二指名をいたし示す。以下に上程
され示すに議案オ十六号おび十七号にアケ二説明を

申しあげたいと存じます。二の議案オ十六号おび十七

号はりぬれち当然にくり示すは初めの誤みにほるもの

がござい示す。従来町長選挙に際し示すは発行したし

示せんが、この報をこの各案に基き示す新たに発行し

たし示す選挙民によく知るいたし示すために町長選

挙より候補者の紹介を行はおうとするものあり示す。

しかしながら告示後一週間という非常に短い期間にござい示

す。そのオ三条におき示すは委員会の指定する期限

中に申請を下ることにし、さらにせかくは報を發行した
し示すも選挙民のお手もとに届かないことは何人にも
り示せん。そのオ五条におき示すは選挙の日の前日
に配布するところより厳格な規定があるわけをござい
す。また本日の演説会におき示すもそのとおりござい
す。受け付け示した選挙管理委員会において告示
の日から遅くも二日以内に決定するその日時おび場所等を
告示するところより制限を設けてあるわけをございす。

議長田村匡雄君ニ於テリ質疑を行フコトアリ。

三十三番(岩田 博君)
非常にけろろな条何ていふか

地方自治法第二百二十二条に「普通地方公共団体の長は、余例
その他議会の議決を要すべき案件があり、既に予算を採
うこととするものがあるときは、必要の予算上の措置が適
確に講ぜられ、見込みが得られるまでの間は、これを議会
に提出し、その採否の決りごとく、これを採るか否かある限り、

二、いまだ、昭和十三年度当初予算を見ずしてもの
の報の予算かのうおりせんか、造幣管理委員会の田村
事務局長に予算措置の要求をしたか、どうかお尋ねした
うござい。

選挙管理委員会事務局長（田村忠雄君）　お答之申しあり
す。　奥は四十三年度予算論議所のと、選挙管理委員
会会々各所を必要望申しあり、証しお出し下関係する
算指置につき示しは予算班当の課長の方に配慮願
うように証しおありす。

三番(岩田博君)ヤクリたしすと二の自治法の規定を無視
一に二にほると思ふかりかたしやうか、

事務課長（此田信二君）は報美係の予算をとり、
局長より諮しかれたところに、予算書も印刷の段階に入り
手した後に、この条柄が選定を案が示し示し提議の
形に示すため、ごうし示すか、一応便法として示し
の費用につき示しは予備費をもち、公報の費用に充て